

第27回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月26日（木）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 17名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之		
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 1名

3	片岡 文洋				

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第43号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第44号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第4	議案第45号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第5	議案第46号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第47号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第48号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後2時50分

8 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第27回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番・竹内稔 委員、7番・原口武実委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第43号、農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第43号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番並びに2番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約でありますので、知事の許可を必要としない合意解約であるため、1番並びに2番は成</p>

<p>議長</p>	<p>立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第43号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は2件でございます。</p> <p>内容は、相手方の希望による賃貸借が2件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>次のページをご覧ください。農地法第3条調査書であります。</p> <p>本案件につきまして、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p>

	<p>また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について地区担当委員より調査報告を求めます。 地区担当委員、竹内 稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>借主の希望による農地の賃貸の案件になります。 申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。 また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。 ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。 それでは番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号2番を説明) ページを2枚、おめくりください。農地法第3条調査書であります。 本案件につきまして、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p>

議長	<p>また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。 次に、番号2番について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員 今村昭仁委員から報告願います。</p>
今村委員	<p>借主の希望による農地の賃貸の案件になります。 申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思 込まれます。 また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基 本要件をすべて満たしていると考えられます。 ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、番号2番の農地法第3条第1項の規定による許可に ついての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため 、議事進行が変わります。 日程第4、議案第45号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出 についての件を議題といたします。 本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より 意見照会があり、これに回答するものであります。 提案説明を求めます。</p>

水津局長	<p>議案第 45 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は 2 件でございます。</p> <p>申請内容は、1 件目の案件に農業用施設用地への用途と、農家住宅への転用に伴う、農用地区域からの除外と、2 件目が農業用施設用地への用途変更でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号 1 番を説明)</p> <p>なお、本案件につきましては、この後にあります農地法第 4 条の転用案件となっており、農家住宅につきましては、大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められており、また、農業用施設につきましては、同整備計画の農用地区域を「農業用施設用地」に用途変更を求められているもので、転用と合わせた中で現地調査を行い、除外並びに農業用施設用地に用途変更する要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号 1 番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 1 班・班長、宮嶋敏男委員から報告願います。</p>
宮嶋委員	<p>帯広広尾自動車道の建設による土地収用法に基づく公共事業で、今回は、農家住宅並びに牛舎等の移転建設を目的とした農地転用であります。</p> <p>また、周辺農地での営農へも支障がないため、住宅用地の除外及び農業用施設用地への用途変更支障がないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第45号、番号1番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは、番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>なお、本案件につきましては、この後にあります農地法第5条の転用案件となっており、大樹町農業振興整備計画の農用地区域を「農業用施設用地」に用途変更を求められているものです。今回、転用と合わせた中で現地調査を行い、農業用施設用地に用途変更する要件は満たされていると考えられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長代理	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号2番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、宮嶋敏男委員から報告願います。</p>
宮嶋委員	<p>規模拡大による施設の増設に伴う転用であり、かつ周辺農地での営農へも支障がないため、農用地から農業用施設用地への用途変更には支障がないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長代理	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第45号、番号2番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第5、議案第46号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>議案第46号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は3件でございます。</p> <p>内容は、農業用施設の農地転用が2件、農家住宅関係の農地転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号1番及び3番を説明)</p> <p>続いて、次のページをめくっていただきますと、以降に、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>本申請番号1番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>また、本申請番号2番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>なお、工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりに転用されたかを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>次に、番号1番から3番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、宮嶋敏男委員から報告願います。</p> <p>(番号1番)</p> <p>経営規模の拡大に伴い、資材の増加による格納スペースを整備するものです。</p> <p>既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>(番号2及び3番)</p> <p>この度の農業用施設の建設には、牛舎、車庫、倉庫の建設並びに農家住宅の建設も合わせて行うものとなっております。</p> <p>今回の建設は、帯広広尾自動車道の建設による土地収用法に基づく公共事業で、全体計画の配置から農作業効率を十分に配慮した位置にあり、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第46号、農地法第四条の規定による許可について、番号2番の案件は、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事。番号1番と3番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第47号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第47号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内容は、農業用施設の農地転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>次のページをめくりますと、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>本案件における立地基準では、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断されます。</p> <p>許可理由につきましては、農地法第5条第2項の規定による転用であります。</p> <p>なお、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議常設審議委員会へ意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長代理	<p>次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、宮嶋敏男委員から報告願います。</p>
宮島委員	<p>経営規模の拡大に伴い、新たに若牛舎、堆肥・飼料置場を建設するもので</p>

す。

既存施設との位置関係や作業動線を考慮すると他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第47号、農地法第5条の規定による許可について、番号1番の案件は、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

議長

日程第7、議案第48号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は5件でございます。

内容は、所有権移転が2件、合理化事業における賃貸借が2件、一般更新の賃貸借1件、でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長	それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
梅津主幹	(議案に基づき番号1番及び2番を説明)
議長	内容の説明が終わりました。 次に、番号1番から2番の内容について調査班より調査報告を求めます第1班・班長 宮嶋敏男委員より報告を求めます。
宮嶋委員	(番号1番及び2番) 地区委員を通して、大光地区農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。 買受者は、あっせん希望者の (氏名) に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を決定し、 (氏名) の畑は、 (金額) 円、 (氏名) の畑は、 (金額) 円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第48号、番号1番から2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 それでは、番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。
梅津主幹	(議案に基づき番号3番を説明) 以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号3番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、買い受け予定者による貸借のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第48号、番号3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは、番号4番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号4番及び5番を説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号4番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、買い受け予定者による貸借のため、地域調整報告を省略します。

次に、番号5番については、貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第48号、番号4番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

